

最終改正

令和4年4月11日

鹿角市建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号。以下「規則」という。）第106条の規定により最低制限価格を設定するときの取扱いについて定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する工事は、設計金額が130万円以上で競争入札に付する建設工事とする。ただし、総合評価落札方式の対象工事は除く。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由により最低制限価格を設定することが適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の設定方法)

第3条 契約権者（規則第2条第7号に規定する者をいう。）は、前条第1項の対象工事について競争入札を行おうとする場合は、工事ごとに最低制限価格を定めるものとする。

2 最低制限価格は、入札の直前に設けるものとし、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる費用に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額に、0.99901から1.00998までの範囲内において無作為に抽出する係数を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に10分の9.5を乗じて得た額を超えるときは当該10分の9.5を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは当該10分の7.5を乗じて得た額（千円未満切捨て）とする。

- (1) 直接工事費 10分の9.7
- (2) 共通仮設費 10分の9
- (3) 現場管理費 10分の9
- (4) 一般管理費等 10分の6.8

3 工事の性質上前項の規定により難しい場合は、前項の規定にかかわらず、入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.5の範囲内で契約権者が定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、最低制限価格の円滑な運用を図るため、入札参加者に対して、次の事項を周知するものとする。

- (1) 最低制限価格制度の適用があること。
- (2) 最低制限価格を下回る価格での入札は、無効となること。
- (3) その他必要な事項

(落札者又は落札候補者の決定)

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者がいた場合には、当該最低制限価格を下回る価格での入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

(入札の不調)

第6条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札を不調とするものとする。

附 則

この要綱は、平成21年8月7日から施行し、同日以降の起工から適用する。

(略)

附 則 (令和4年4月11日)

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月11日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。